

## 第3回合併市町村教育基本構想策定委員会 会議要約

日 時 平成19年7月24日(金) 午後1時40分～午後5時15分  
会 場 岩船地域広域事務組合 2階会議室  
出席者 委員5名、事務局3名

(午後1:40 開会)

開 会

1. あいさつ

渡辺委員長より

2. 会 議 (会議進行は、副委員長が行う。)

教育基本構想検討について

1) 教育基本構想策定の基本方向(案)について

委員長より説明。

副委員長

・ 先ず、番号1・2の新市のまちづくりと新市の教育基本構想の2つについて、いかがでしょうか。

委 員

・ 1については、これは標記として番号は必要ないのではないのでしょうか。

委 員

・ 「はじめに」と標記すればいいのでは。それによって、なぜ、基本構想なのかがわかります。

委 員

・ 「はじめに」もいらぬのではないかと思います。

委員長

・ おっしゃられることはよくわかるんです。教育基本構想の話をするのだから、教育基本構想が1番にあって、教育基本構想の話をする中で、まちづくりがどうなっているかを記述したほうがいいのではないかということですよ。ただ、この文章・資料は、我々が共通理解をいたすための文書であって、次に説明する骨子のほうが本体となりますので、そのようにご理解をお願い致します。

副委員長

・ そのような理解で、みなさん、よろしいでしょうか。

委 員

・ はい。

副委員長

・ 3の教育基本構想の内容についてはいかがでしょうか。我々が作成する教育基本構想の内容は(1)の「基本目標」があって、(2)の「場」があって、(3)の、それでは、新しい市民が思いをひとつにして、これだけはみんなでやっていきましょうよという、より具体的な呼びかけのようなもの、憲章のようなものを、ここに持っていきたいという、委員長さんからの提案のご説明がありました。この(1)から(4)の内容で教育基本構想を作成するという、(4)では施策の具体的な内容までは、この構想の段階では踏み込まないということについて、皆さんからご意見をいただきたいと思えます。いかがでございましょうか。先回、みなさんからいろいろご意見をいただいて、今回、委員

長さんがまとめてくださったわけですが、基本構想の内容は(1)、(2)、(3)、(4)であらわす。そして、この(2)では、専門委員さんから、いろいろなご意見をいただいて、我々もそれぞれ一緒に協議には入るけれども、その部分は、専門委員さんにお任せするということだと思いますが、いかがでしょうか。

委員

- ・ (2)のそれぞれの「場」のところ、専門委員さんに入ってもらって、徹底的に検討していただくと言う様な形になるわけですが、それを経てから、(3)と(4)にどうつなげていくのかというところが、いろいろ難しいところだと思うのですが、そこら辺はどの様に委員長さんは考えておられるでしょうか。

委員長

- ・ 特に(3)については、(2)の とつながってくると思うのですが。ですから、そのつながりをどうつけていくかというのはあるのですが、ただ、逆にこの新市の教育憲章を見て、 を考えてもらうという手立ても必要なかとも思うのです。なぜかという、この新市の教育憲章というのがどこから出てきたのかという、 “これまで5市町村で大切にしてきた取り組みを新市につなげる ” んだということ、これが基本にあるんだと思うのです。だから、新市の教育ということで、今まで何もやらなかったことを新たにやるのではないんだと。教育は継続ですので、本当にそれぞれで大事にしてきたことをベースにしていきましょうということですので、それをまとめると、後の提案にあります、この5つの取り組みの教育憲章5項目になるのかなということ、それを見ながら を論議してもらおうという作業も必要だと思うんです。あと、(4)につなげるというのは、確かに(2)から(4)へつなげていかなければならないので、やはり、毎回、論議の過程・様子を見ながら、それぞれの行政分野の基本方向を見定めていきたいと思っております。

委員

- ・ 私のイメージとして前から思っていたのは、いわゆる教育憲章のような形のものに検討の結果、集約して、では、その憲章のこの条文については、こういう意味が込められているんだということを持たせて作り上げるのを基本構想だととらえていたものですから、それとは違つかたちのものになるんですね。構想の中の一部として、より親しみやすく示すためのものにするという形になるということですから、少し今まで考えていたものと違ったものになるということですね。

委員長

- ・ おそらく、今、おっしゃったような方向になるのではないかなとも思いますけれども。ここにある4グループで論議しますが、その論議は格調の高い論議になると思うんです。あるべき論で、学校にはこういうことを期待しよう、家庭にはこういうことを期待しよう。でも、あまり細かいところまでは、表現として及ぶというのではなくて。あるべき論で格調の高い部分、それから、本当にそうだなというものが並ぶと思うのです。その中で、基本的に、基礎的に、大事にしていくところは、この憲章の内容になるのではないかということ。ですから、まったく別のものにはならないと思うのです。これは、今までの5市町村の共通性のあるものでまとめてあるけれども、もちろん、論議の過程で作り直していてもいいわけですので。

副委員長

- ・ そんなに違わないのではないかと思います。

委員

- ・ 結果的にはそうなるのかもしれませんが。

委員

- ・ それと、これから少子高齢社会がどんどん進み、児童数も減っていくわけですが、そういうことも考慮しながら構想を作り上げていくことも必要では。

副委員長

- ・ 少子化や高齢社会というのは、今までの5市町村も同様に抱えてきた問題ですので、当然、それを踏まえて行かねばならないと思います。

委員

- ・ それと、やはり改正された教育基本法も当然、考慮しながらということになると思います。

副委員長

- ・ それでは、基本構想はこの4つでおさえるということによろしいでしょうか。
- ・ では、この4つでおさえるということで、そして、先ほど言われた、専門委員に検討していただく(2)、それと(3)のつながり、そして、(4)での行政がどう取り組むかについては、大変、難しい面もあるけれども、行ったり来たりの関係になるかもしれないけれども、専門委員の論議の様子を見ながら、関連付けていくというようなこと。いわゆる憲章のようなものも必要なら修正していくような進め方をしていきたいということによろしいでしょうか。

委員

- ・ (4)でつながった検討を、またそれぞれのグループでしていただいたものが、この基本構想の中に入り込んで、その基本構想の中から基本計画の方に波及するものが出てくるはずで、そうならなければおかしいはずです。たぶん、なかなか、ふるいをかけるというところでは、これは行政に関係する部分という、拾い上げるのは難しい部分もあるかと思いますが、そこを拾い上げながら、また、投げかけながらまとめていただければと思います。
- ・ 例えば、将来的には生涯学習センターを造るとか、山北町の生涯学習拠点施設とか、基本計画にあるという形になっているものに対して何もうたわれてないという事になると、そこでおかしいものになるのではないかと思います。

副委員長

- ・ そのことについては、先ほどもお話がありましたように、行ったり来たりの関係で、いろいろと論議を重ねながら、検討していかれることになろうかと思います。
- ・ (4)では、現段階で、あまりにも具体的なところまでは入らないで、それぞれの分野で取り組むべき基本的な方向を示すということで共通理解とさせていただいてよろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ ありがとうございました。
- ・ では、作業チームの編成ということになろうかと思いますが、いかがでしょうか。

委員長

- ・ それでは、各専門委員の専門とは何かというお話にもなろうかとは思いますが、家庭教育、地域教育、学校教育、そして三者連携、この分野の専門的な立場でご議論いただく、そのための専門委員さんであるという理解でいきたいのです。

副委員長

- ・ (2)の分野での専門委員ということですね。

委員長

- ・ そういう意味で(2)の作業を中心に、作業としてはやっていただくと、しかし、例えば家庭教育の分野の専門委員として、全体についてのご意見もいただきたいと、このようなスタンスでいければいいのかなと思っていますので、よろしくお願い致します。

委員

- ・ 家庭教育については、学校教育も入ってくるし生涯学習も当然、入ってくるし、そこにはスポー

ツだって文化活動だってすべてが入ってくるわけですから、その中で、いろいろ論議した中から、最後にこの(4)が出てくるというようなことですね。

委員長

- ・ それで、今、このように各分野わけをしているわけですが、もし、そうではないということがあれば、入れ替わっていただくということもあるということで考えていただければ。

副委員長

- ・ その時には、やはり、人数的な偏りがないようにチーム編成するというということで、一応、この案でよろしいでしょうか。

委員

- ・ 決定ではないということですね。

副委員長

- ・ はい。

委員長

- ・ 十分に当日、説明申し上げてご理解をいただいた上で進めていただくということをお願いしたいと思います。

副委員長

- ・ それでは、以上により、この策定の基本方向については、共通の理解が得られたということでもよろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ では、続いて、2)新市の教育基本構想の骨子(案)について、委員長さんのほうからご説明をお願いします。

委員長

- ・ 2)新市の教育基本構想の骨子(案)を説明。

副委員長

- ・ ただいま、委員長さんから詳細な説明をいただきましたが、それでは、この2の新市のまちづくりと教育基本構想のところについて、ご意見・ご質問はいかがでしょうか。
- ・ いかがでしょうか。よろしいですか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ 続いて、3の教育の基本目標(1)についてはいかがでしょうか。

委員

- ・ この文言についてはよろしいかと思うのですが、この「自信」が最初に来ているのですが、これは、実力を備えた子どもが自信を持つのではないかと。それで、自信という言葉よりも、「自覚」という言葉のほうがよろしいかと思うのですが、「ここで生きる」ことに自覚と誇りを持ち、実力を身につけた子どもが「ここで生きる」ことの自信につながっていくのではないかと。

委員

- ・ あとは、「育てたい」というのと「こうなりたい」というのだとか、「こうしたい」という、見方の違う考え方になっているようですが、「育てる」というのは、大人が子どもを見ている形ですし、では、子どもから見れば、「こうなりたい」とか「こうしたい」というような視点も出てくるだろ

うと思いますが、そういうところからすれば、例えば、大人が子どもに与える部分でも、自分たちはこうなりたいんだけど、だけれども、これをあなたがたの目標にしましょうというようなものでもいいのではないかと思うのですが。

副委員長

- ・ 先程、委員長さんから、体言止めにしないで、動詞、いわゆる、「何々の子ども」で終わらないで、育てるとか支援するとかにするというお話もありました。また、今のご意見は、視点をどちらに置くのか、大人に置くのか子どもに置くのかというようなこともあるということです。

委員

- ・ その辺は、専門委員さんからいろいろ出てくると思われますが、そのいろいろ出てくる中から集約を図った時に自ずと方向が定まってくるのかなと思うのですが。

副委員長

- ・ まず、この動詞で行くというのはいかがでしょう。

委員長

- ・ そのことなんです。今のお話を伺って、確かにそうだなと思ったんですが、確かに、「子ども」で切る意味もあるんですね。目標をどう意味づけるかによって。「子ども」で切れば、みんなでそういう子どもを育てましょうというように、柔らかくなるのかと。

副委員長

- ・ 「育てる」だと大人が育てるになるけれども、「子ども」で切れば、そうではなくなる。

委員長

- ・ 子ども自身も、そういう子どもになろうと努力し、みんなもそういう子どもを育てようとする。

副委員長

- ・ この原案は、「育てる」と動詞になっていますが、いかがでしょう。

委員長

- ・ 動詞でないほうがよろしいのではないかと思います。

委員

- ・ 体言止めであるならば、さっきの「自信」を「自覚」に直す必要はないと思います。

委員

- ・ あの、教育基本構想なんだからそれはそれ。「ここで生きる」という新しい市の基本があるわけですね、すべての人を網羅した。あくまでも教育基本というものなんだから、大人を教育するという「生涯学習」も当然ここにはありますけれども、やはり基本は子供向けでというか、義務教育を中心とした中身となるのではないのでしょうか。それをどうあらわすかというのは、文章表現とかいろいろあるとは思いますが、これを全部もどしてしまうと、どうもぼやけてしまうような気がするんです。

副委員長

- ・ この教育の基本目標には、我々、大人もここで生きることに生きがいと喜びを持って生涯学び続ける市民でなければ、人づくりにはならないんだと、我々自身もやはりきちんと生きていく、子どもというのは親の後姿を見て育ってくるんだから、我々もきちんと生涯学び続けることに喜びと生きがいを持つというか、そういうものにならなければいけないし、では、まち全体としては、環境としては、行政というのでしょうか、それはどのようになっていけばいいのかということで、3本柱で基本目標をおさえようということで、義務教育だけ、子どものことだけということではないのではないかと思うのですが。その辺、いかがでしょう。

委員

- ・ 本当にそうなんです。そうではあるんですけども、3者の連携あり、地域の教育機能とか、

すべてに亘ってこれは子どもたちを指しているものなんですよ。そうだとしてみれば、あえてすべての大人も子どもも網羅したものではなくてもいいのではないかと。すべてのものを網羅したものは、新市の基本計画があるわけですので。すべて含んでしまうと新市の基本計画そのものになってしまうような気がします。

#### 委員長

- ・ やはり、教育だから対象は子どもだろうではなくて、一緒にそだっていくんだと。教育という働きが上手くいくためには、それに見合うまちでなければだめなんではないでしょうか。それは、ハードというのではなくて、ソフトの面で。そういう人たちが住んでいる。一緒に子どもを育てていこう、一緒にいいまちにしよう、みんなが暮らしやすいまちにしようよという感じがでていて、はじめて教育が成り立つものだから、子どもだけこうしようというのでは、やはり、教育の基本構想として狭いのではないかと思うのです。ですから、最初からまちづくりの一翼を担うものであるとか、新市の目指すまちづくりというものを、教育という分野からやっていくものであるという、そういう考え方で貫かれているものだろうと思うのです。
- ・ それともうひとつは、生涯学習というのが大きな分野なものですから、文化行政、スポーツ振興も含めて、これは視野に入れておかないと足りない、子どもだけではないだろうということになるのではないのでしょうか。

#### 委員

- ・ いえ、私が言ったのは、どこで大人と子どもの線を引いていくのかということに関連して言ったので、このまとめ方は、すごくいいと思うのです。ただ、最初、事務局で作成した案では、たとえば会津の江戸時代の教育目標のような、親を大事にするとか、そういう斬新なものを求めているように思うのですが。その辺と、今ここに立派な資料が出来たわけなんです、そのずれということについてはどうなのでしょう。

#### 事務局長

- ・ あくまでもたたき台ということでした。例示的なものとして、それにとらわれなくてもかまわないですということでした。

#### 事務局

- ・ 今、お話があったのは、前にも議論されていたのにはわかりやすさということがあったのだらうと思いますが、あまり面倒な表現を使うと覚えるのも大変だし、そういう意味では、わかりやすいものがいいんだらうと、それは、先程、委員長さんが説明されたように、わかりやすさを表現するために構成されているものであるということで、私は大変感動しているんですが、やはり「ここで生きる」という大きな目標を掲げたということは、今回のテーマに合ったものだと思います。また、私が個人的に思ったのは、知力・気力・体力・特性、この4つの言葉を使うのかなという感じでいたんです。そうすることによって子どもも大人も共通のテーマが出てくるので、むしろ今、議論されてきた、子どもを育てるということではなくて、子ども像、大人像というものがうたわれるので、知力・気力・体力・特性、この部分を生かした表現になるのかなという感じではいたんですが、そんな中で、この部分が最後の5つの言葉に表現されてきたわけなんで、すばらしいと私は思っていたんですが。そういう意味では、わかりやすさということを表現したかったんで、あくまでも先回の部分は、様々な議論の過程であって、それをひとつの参考として議論していただければという、そんなイメージでいたんですけれども。

#### 副委員長

- ・ 今のようなお話でいかがでしょうか。

#### 委員

- ・ わかりました。

副委員長

- ・ それでは、(1)は「子ども」で切るということによろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ この目標の中身の説明として と・がありますが、何か書き足りないものはないでしょうかということで、委員長さんからお話があったわけなんです、その点、何か、こういったものも加えてはいかがでしょうかというものはございませんでしょうか。
- ・ もし、今ここですぐになれば、まだ決定ではありませんので、後ほどでもご提案をいただくということによろしいでしょうか。

事務局

- ・ ひとつよろしいでしょうか。先回、村上市の住民説明会の中で「食育」についてのご質問があったのですが、私どものような教育の素人が申し上げてすみませんが、「食育」というものが「教育」に入るのか、もし入るとすれば、その「食育」という部分についてはこの(2)の中で、何か活かさないのか、いわゆる地域の食生活、そういうものを通じて、大人が子どもに伝えてやるとか教えるという、それが、先程、委員長さんが言った、この地域らしさというのが表現できるのではないかなと思うのですが。

副委員長

- ・ その点についてはいかがですか、「食育」ということについては。

委員長

- ・ 知育・徳育・体育と並ぶ重要なものとして食育ということを重視することが言われていますが、この知育・徳育・体育というのは全て目標概念であって、知を育てる、徳性を育てる、体力を育てる教育、しかし、食育にはそれがない。手段なんです。知・徳・体を育てるには食というものを重視しなければならないというのは手段概念・方法概念なんです。ですから方法概念の中で食育をどう使っていくかというお話になるんだろうと思います。目標のところと並ぶものではないのだからと思います。ただ、この下の段階で、この地域の教育をどう特色付けていくかといった時に入ってくるという可能性はある。ただ、すでに新発田市さんでも取り組んでおられるので、この地域の特色として大きく取り上げるのはどうかと思うところもありますが。

副委員長

- ・ やはり、今、委員長さんも言われるように、概念のあまりにも違うものを並べるのは。食育と言うのは、何か、体を丈夫に育てるためのひとつの方法として、食を大事にしましょうというのは、これはよくわかるんですが、そういうのを同じレベルに並べなくてもいいのでは。ここにあってうたわなくても、中身のところで食育を大事にというようなものが入ってくればよいのかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

- ・ 言葉として出てくる部分がどこかにあってもいいのかとは思いますが。

委員

- ・ 衣食住とはまた違って、なかなか難しいところがありますね。

副委員長

- ・ では、この食育については、今は、そういったことによろしいでしょうか。
- ・ この(2)のところと食育というものが入ってきてもいいのではというお話でしたが。

事務局

- ・ 難しい表現になるかもしれませんが、「地域を感じる」というものもあってもいいのかなと思うん

ですが。「地域を感じてもらいたい」ということなんです。

委員

- ・ 地域と食を結びつけば食文化とかそういうような表現かと。

事務局

- ・ 地域を感じるというのは食べ物だけではなくして、産業とか習俗とか文化だとか全てのものがそこに入るんだろうと思うんです。だから、それを一言で言えば、地域を感じてもらいたい、で、生涯を通じて学んでももらいたい。そういうつながりになるんだろうと思いますが、あまりに膨大な表現かもしれませんが。

委員

- ・ この細かい文章のほうに、先程の具体的な地域の文化だとかいろいろなものを付け加えたものを作っていけばいいのではないのでしょうか。

委員

- ・ 技術的に、この(1)から(3)までである中で、(2)の中で文章の表現が何とか当てはまるようなものに書き換えられれば、「地域を感じ」を加えたほうがいいと思いますし、また、説明にもう1章そういう言葉を書き加えていけば何とかなるのではないですか。

委員

- ・ 昔ながらの産業もこの中に含まれるんですね。例えば、年をとっても元気に山の恵みを享受しているとか。それは、りっぱな生きがいを持ってやっているわけですし、それはまた、伝統、文化でもあるわけですので。そういったものも、盛り込むようにすれば、「ここで生きる」という形のものに沿ってくるのではないかと思うのです。

事務局

- ・ 除雪にしても、子どものいない家のお年よりも出て、雪踏みをするんですね。そういったつながりのある地域性であると思うんです。

委員

- ・ やはり、老・壮・青・少・幼と、この5つのところがみんな、生涯を通じてのところに含まれると思うんです。

副委員長

- ・ そういったものを考慮して、委員長さん、お願いします。

副委員長

- ・ では、(3)についてはいかがでしょうか。

事務局

- ・ 私、前にこだわっていたところなんです、「まち」を村上という字に置き換えて、ルビを振ってみてはどうかと思うのですが。この地域のこだわりとして。

副委員長

- ・ その点について、いかがですか。

委員

- ・ この教育目標というものの中で、当て字をするのは結構ですが、それで差し支えはないでしょうか。

副委員長

- ・ ルビを振らなければだめだとは思いますが。みなさん、どうでしょうか。

委員

- ・ いいのではないかなと、今、聞いていて思っていたのですが。

委員長

- ・ 基本計画の方で「故郷」なっていますが、「村上」と出来ないでしょうか。そうならいけばいいのではないかと思うのですが。

委員

- ・ みなそうならいけば問題はないと思うのです。

委員長

- ・ この件を、委員会の方に直してもらって、本答申の時にそういうふうにしていくということには。

副委員長

- ・ これは、いいアイデアであるということで、基本計画の策定委員会の方でそうならいばそのようにするというので、含みを持たせて今決定しないということによろしいですか。

委員

- ・ はい。

委員

- ・ もう一点、よろしいですか。(3)のところ、「つながり合って」という言葉はこれによろしいでしょうか。これは無くても文章として成り立つのか、または、言っている中身があまり違わないのか、他の言葉に置き換えることはできるのか、その点はどうでしょうか。

委員長

- ・ もし、いい言葉があれば。

委員

- ・ 例えば「連携し、互いに支えあい」とか、または、「つながり合って」が無くてもいいのかと。

委員長

- ・ 「つながり」という言葉を重視したのは、はじめにのこの現在の社会状況のところにもあるのですが、地縁的なつながりの希薄化とあって、それは、山村部でも農村部でもみんなそうなので、都市だけではないんですね。だからこそ、つながりをということで、実は今、生涯学習の中教審の答申も、生涯学習がつながりの復活なんだということで、非常に重視しているんです。ですから、言葉としては非常にいい言葉なのかなと思うんです。まさに現代の社会的な問題を読み解く時のひとつのキーワードになるのかなと。

委員

- ・ 私はここに旧市町村のつながりみたいなものがかぶさっているのかなと思ったのですが。

副委員長

- ・ そうすると、前段で地縁的なつながりというものがありますし、しかも5市町村が合併するんだから、よけい、つながっていかなければならないということで、この点についてはこのままでよろしいですか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ それでは、この教育の基本目標は、教える教育の「教」と共に育つの「共」とそれから協力の「協」のこの3つが非常に色濃く出ている目標になっていると思います。ともすると私たちは教える教育ばかり考えているけれども、共に育たなければならないんだということで、共に育つ共育もあり、一緒にやらなければならないのだということで、協力、協同ということもある。それらがここに色濃く出ていると思いますので、この教育の基本目標はこれでいくということによろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

事務局

- ・ すみません。関連してのことで、いわゆる地域力、地域の教育のことがいわれていましたけれども、副委員長さんが言われていた中で、郷の「郷育」、これを使ってやってみれば、この地域、郷が育てるという意味合いで使うというのも一つの方法ではないかと、表現としては新しさを感じるんですが。

委員

- ・ ただ、字を置き換えると、将来的には色あせる可能性がありますので、そこらへんが問題なんではないでしょうか。
- ・ 説明文の中で一部そういう表現を使いながら説明していくというのはいいかと思います。

委員長

- ・ 慎重には検討しなければなりません、「郷育のまち・村上」というキャッチフレーズはいいかもしれませんね。

副委員長

- ・ ここで、休憩を取ります。

休憩(15:40~15:45)

委員長

- ・ 再開いたします。
- ・ 4の教育の面から見た家庭・学校・地域のはたらきについては、先程もお話をいただいたように、ここにある(1)から(4)について、専門委員の皆さんに十分協議してまとめていただくということでよろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

委員長

- ・ 続いて、5の新市の教育憲章についてですが、先程、委員長さんから説明がありましたように、市民が互いに支え合い、子どもと大人が共に育つ、そういう教育としてのまちづくりの具体的な、誰にもわかりやすい、みんなで取り組める指針ということ。しかも、それは突然出てきたものではなくて、これまで5市町村が大切にしてきた取り組みを生かして、それも継続しながら、なお、思いをひとつにしながら取り組んでいきたいと思いますということで、ここに5つの憲章があるわけですが、いかがでしょうか。

委員

- ・ よろしいのではないかと思います。それぞれが大切に取組んできたもののなかから、共通するものがうたわれておりますし。

委員

- ・ ただ、もう少し物足りなさも感じているのですが。この教育憲章が、学校向けのものならこれでよろしいかとおもいます。しかし、これが新市の教育憲章であるとなれば、もう少しうたいこまれたものがあればいいかと思います。

副委員長

- ・ その点について、皆様のご意見はいかがですか。

委員

- ・ 私は、もう少し、目標をよりわかりやすく、親しみのあるものにおろしていくということのほうがよろしいのではないかと思います。憲章なのでもう少し、・・・。

委員

- ・ 文字だけを見た限りではそのように見えるかもしれませんが、しかし、これは、子どもから大人まで誰もが共通に理解して取り組めるというものになっていると思います。

事務局

- ・ ここの「子育てのまち」を、先程、委員長さんがおっしゃった「郷育<sup>きょういく</sup>のまち・村上」にされてはいかがでしょうか、子どもの教育だけではなく、より格調の高いものになるのではないのでしょうか。

副委員長

- ・ この「ごけんしょう」という文言はやめるということでしょうか。

委員

- ・ 条文の文言はこれでいいと思いますが、わかりやすくしてもらえれば。

委員

- ・ 先程、委員長さんから、この案が何かお寺でお出しになられているものようですがとおっしゃってましたが、私もそう思ったんです。

副委員長

- ・ 例えば、知・徳・体の3つで示すということでしょうか。

委員

- ・ その3つでは出さないで、例えば、2番目に、健康、3番目に、進んで学習すること、4番目には郷土を大切にすという言葉があったほうがよろしいかと思います。

副委員長

- ・ それは新市の市民憲章に出てきませんかでしょうか。

委員

- ・ 市民憲章はいつごろ出来るものでしょうか。

事務局

- ・ やはり早くても新市の3周年か5周年の時になろうかと思われれます。

委員

- ・ そこに、網羅したものが出てくるのではないのでしょうか。

事務局

- ・ 確かに、先程、知・徳・体の3つが出てきていましたので、「知」の部分が出てきてもいいのではないかと思います。

委員長

- ・ これが出てきたのは、果たして基本目標をすべてここに表さなければいけないものなのかというところが、ひとつにはあるのです。
- ・ 本当のベースの部分は、どこの家庭でもどこの地域でもどこに行ってもみんなで作らましようというものに、厳選して作りましたというものになればいいと思うのです。しかも、それはどこから持ってきたものかという、今まで各市町村で大事にしてきたものから継続的にやっていきたいと思いますということ、これにしましたということ。ですから、あまり、これも、あれもとはならないものなのではないでしょうか。

## 委員

- ・ そうだとすると、どうもこの5つの内の下の2つについては違和感があるんです。3つで終わったほうが逆によろしいのではないのでしょうか。この「あとしまつ」「がまん」の2つがどうも具体的に過ぎてそぐわないように思うのです。

## 委員長

- ・ 各分野でこのような取り組みが大事ですと、それを満遍なく繰り返しやっていくことが大事だと、なかでも、最もベースになる部分をみんなで、新市でやっていきましょう、具体的な行動で表していきましょうというような意味づけで、この5項目を合言葉として作ったという、そういう訴えかけになると思います。

## 副委員長

- ・ 先程言われたように、3つで終わるとすると、親は何をすればいいのか、子どもたちはどうすればいいのかということが、はっきりしなくなると思うのです。やはり地域と連携していくということが何かと言えば、親は何をすればいいのかということが見えないとだめだということで、私のところでは取り組んできたのです。あいさつと言えばどこでもやるし、何かといえば、隣近所のあいさつ、おじいさんおばあさんでもどうすればいいかわかる。子どもを見るときもどうすればいいかわかるし、我慢については、いまの子どもたちはちょっと怒られるとすぐ、いやだと言う、やめさせてもらいますと言うけれども、もっとがんばらなければならないし、目標をもったら少し苦しくても目標達成のためにもう少しがんばらねばならないのではないかと、ということは、やはり我慢というのは大事なのではないかとということで、では、大人は何をすればいいか、子どもを見るときはどういうふうに見ればいいのか、うちの子が我慢できるようになった、自分たちは何をすればいいのか。あるいは、家庭のお手伝いをしているか、続けているか、しています、がまん強い子になったなあ、後始末というのも、整理整頓が悪いとか、トイレのスリッパが悪いのはどういうのだろうかねと、ちょっと、そういうので見ていこうじゃないかと、親もやるかということで、具体的に、どういう姿なのか、いわゆる姿で出てこないとなかなか、地域を巻き込んだものにならないのではないかとこの感じがするんです。上の3つだけでは、地域のお年寄りを巻き込めるのかなあということで、逆に弱さがある。しかし、先程言われたように、「あとしまつ」や「がまん」は狭すぎるのではないかとこのご意見もあるということですが。

## 委員

- ・ この5つというのは、5市町村だからということもあるのではないのでしょうか。

## 委員長

- ・ もっと大事なものがあるのではないかとこの論議もあるでしょうし、例えば、身体、運動、これだって健康づくりが大事なのに運動が無いのはおかしいとか、言い出したらきりが無いようなところもありますが、これをどう考えるかなんだと思います。だから、いろんな子どもがいる中で、100%誰でもこれは唱えていきませんかというものなんですという考え方ではないかと思いません。

## 事務局

- ・ どの部分にも当てはまりますね。勉強するにしても、きちんとあいさつから始めるわけですし、やかましくすること無く相手を思いやって静かに勉強しましょうということもあれば、達成感を味わうという喜びもあるだろうし、あとしまつも我慢もそうだろうけれども、全ての部分でこの5つの言葉というのが当てはまるということであれば。

## 副委員長

- ・ そうですね。今、自分だけがよければいいと言う大人もいますでしょう。自分の主張はするけれどもなかなか自分の義務のほうは言わないでという、自分さえよければいいと言う風潮というの

は決してないわけではない。そうするとやはり、思いやりというのは大事だと。また、学校やまちでも、どんな子どもになってもらいたいかと聞くと、やはり、思いやりだとかが出てくるんです。

委員

- ・ これでいいと思いますね。ただ、あえて言うと、序列の問題なんですけど、この3番目の「喜び」というのは最後までいいのではないかと思うのですが。「あいさつ」をやって、「思いやり」がある、「あとしまつ」もできる、「がまん」して、そして最後に「喜び」があるというのではないのでしょうか。

副委員長

- ・ 先程の委員長さんからの説明では、「喜び」をあえて真ん中に持ってきたのには、大変、意味があるという説明がありました。なぜ、このレベルの違うものを真ん中に持ってきたか、その意味付けを協調されましたけれど、どうでしょうか。

委員長

- ・ こういうものを出すときというのは、本当に難しいものだと思うんです。どのようにも考えられるどのようにも出来るという時に、なぜ、これなんだということの共通のコンセンサスを取るということは大変なんだと思うんです。同じような論議が何度となくされるかもしれません。

事務局

- ・ 図表にするとわかりやすいのかもしれませんが、「喜び」を真ん中において、それぞれ向かい合うような形にすると。最後には、その「喜び」につながるというように。

委員長

- ・ やはり一番は、これまで各市町村で大事にしてきた内容を盛り込んであるので、ぜひ継続すべきだということが、共通コンセンサスを得る考え方ではないでしょうか。

副委員長

- ・ 各市町村で取り組んできた教育が継続すると、合併して途切れて新しいものになったという違和感ではなくて、今までそれぞれが取り組んできた中で、一緒になって、仲間になって取り組めるよということでこの5項目ですということはどうでしょうか。

委員

- ・ あと、課題である郷土性というか独自性について、やはりもう少しなければという思いがあるんですが。

委員

- ・ 前に図化したものが無かったでしょうか。この骨子にしても、図化しておけば見やすいですね。
- ・ あんまりわかりやすくするのもどうかというところもありますし。

委員長

- ・ わかりやすくしていくと含む範囲が狭くなってしまうというところもありますし。
- ・ むしろ、ここにおられる5人の教育長さんが、「我々が今まで大事にしてきたところをここに盛り込んで精選するようになるんです」というところをしっかりと説明し主張していけばまとまるのではないのでしょうか。

委員

- ・ この5つでいくのであれば、この「憲章」というのはもう少し重みのあるものなんだと思うんです。そうすると、「けんしょう」は「5つのやくそく」としてはどうでしょうか。この「憲章」という言葉を使わない方がいいような気がするのですが。国連憲章とかを連想して、重たいような気がするんです。

副委員長

- ・ どうか。「憲章」という言葉を使わないということについて。

委員

- ・ ただ、今まで教育目標ということで大きく広がっていたものが、ここで、子ども対象の小さくまとまってしまったもののようなイメージを持ってしまうんです。もう少し、大きな目標を受けたものが出来てもいいのかなと思います。これだとどうしても学校教育のものが凝縮されたもののような気がするんです。かろうじて、生きることの「喜び」というのが通じてくるのかなという気がします。どうしても「あとしまつ」と「がまん」は確かに子どもの教育については大事なことはあるけれども、それを新市の教育のメインのところに据えていくのはちょっと厚みが足りないのかなと思います。

副委員長

- ・ 何か具体的なものはありますか。

委員

- ・ 具体的なものは、今、無いんですけれども。

委員

- ・ この教育基本構想を作って、まもなく、市民憲章が作られるんですね。

委員

- ・ その中で、教育的な部分がある程度先取りしたもので入ってくるのがいいのかなと。それは、わかりやすくなおかつ格調の高いものではないかなと思うんです。

委員

- ・ ただ、作り方には様々な方法があると思うんです。

副委員長

- ・ むしろ、教育基本目標をストレートにここに持ってくるというのは、あまり考えないほうがよろしいのではないのでしょうか。

委員

- ・ 例えば、今学校で「あいさつ」運動などをやっていますが、この「あいさつ」というたった一つの目標をやっていくだけで、非常に学校自体が変わっていくんです。だから、あまりにも難しいもので憲章を掲げるよりは、先ずこの中で2つを徹底的に子どもも大人もやっていけば、非常にいい傾向にいくのではないかということからしても、これでいいと思います。あえて難しい言葉を使うということはないと思います。これは簡単なようで一番大事なことでしたので。

副委員長

- ・ なかなか、皆さんがこれで絶対がいいというようにはいかないと思うのですが、いわゆる、これまで各市町村でやってきたことをまとめるとこれに集約できて、これを継続して教育をやっていく、今まで取り組んできたことを継続してこれからもやるんですということになると、これに落ち着くんですということではいかがですか。

委員

- ・ みんなの考えを取り入れるというのは難しいとは思いますが。

委員

- ・ 例えば、これを倍にして10にしたとすると、1つが薄れてくるんです。

委員

- ・ 目標(1)(2)(3)があって、今度は、それらとは別個にこれがあるわけですがけれども、どうしても表面的に出てくるのはこの5つのこの項目だと思うんです。そうすると、じゃあ、目標の(1)(2)(3)をある程度、受けるものでないと、やはり(2)の要素が足りなくなってしまうということになるのではないかなと思うんです。

委員

- ・ これは、最終的には公の施設とかもちろん学校とかには掲示されるわけですね。

事務局

- ・ 出来れば全戸配布にしてはどうかと。

委員長

- ・ では、なおさら共通性があるということでもいいのではないのでしょうか。

委員

- ・ 子ども向けではいいんですけども。

委員長

- ・ その辺の理屈付けは、大人も子どもも老人も、みんながこれを共通してやるのが、まち・教育のまちづくりになるんだということだと思えます。もちろん子ども向けなんだけれども、じゃあ、大人はあとしまつしなくていいのかということとそんなことはなくて、むしろ大人のほうが先にしなければならぬわけで、そういうことを考えれば、あいさつだってみんながやりましょうということ、まあ、「子育てのまち」というのは子ども向けに受け止められた向きもありますが、そうではなくて、やはり、共にみんなで育っていく、それが「子育てのまち」なんだという意味なのですが、ただ、全てを網羅しているかということ、していないんだということなんですよ。また、する必要は無いんだと。本当のベース・基盤、まあ、教育なのでかなり高い目標を掲げているわけですが、その基盤づくりをみんなで、共通の歩みで新市としての一体感を持ってやりましょうという呼びかけなので、これでよしとするか、何か足りないということで、何を入れるかですよ。

副委員長

- ・ 数からいっても、そんなに増やしても、10数条も入れても薄れることですし。

委員

- ・ 数の点では、私もこの5つが妥当だと思います。

委員

- ・ これていくとしたら、2番目の「気持ち」と4番目の「気持ち」の送り仮名の「ち」は今の送り仮名ではいるのでしょうか。確認して間違いの無いようにしてください。

委員長

- ・ 送り仮名の「ち」は原則付きますが、許容範囲で省いてもいいと、間違いではないとなっています。

副委員長

- ・ いかがでしょうか。

委員

- ・ 気持ちは変わらないんですが。上の3つはこれでいいんですが、下の2つがどうも引っかかるというか。例えば、生涯学習的な観点のものがここに入ってくるようなものであればよろしいのかなと思うんですが、そうすると、子育てのまちというところから少し外れてくるような気がしますが。

委員長

- ・ 例えば、「私たちは学び続けることを大切にします」とか「私たちは運動を大好きになります」とかそういうのが並んでいてほしいというイメージでしょうか。

委員

- ・ 上の3つと比べて、下があまりにも具体的過ぎるというか、そんなイメージなんです。

委員長

- ・ 「あいさつ」というのも具体的といえれば具体ですけれども。

委員

- ・ しかし、それは、今、広がりを持ったものとして使われていますね。

委員長

- ・ 「あいさつ」「あとしまつ」の2つは完全に行動をさしています。それから、「がまん」「思いやり」は気持ちですね。心の持ちようというか。それが行動で出るということはもちろんあるわけですが。そこで、「喜び」という全体を包むようなものがきているんです。だから、行動2つ、気持ち2つ、そして全体のみなぎるもの、という感じで出来ているものです。その並びが悪いのではということでは、やはりこの辺をもう少し整理しなければだめかなと思いますし、図式化すればわかりやすかったと思います。具体的な行動をさしている文言と気持ちを大事にしてそこから出てくる行動を期待しているものと、とにかく全体の雰囲気大事にするのが含まれているんです。同じレベルのものが並んではいないのは確かなんです。それも含めて、我々が一致して、これで行くんだとなればいいわけですから。

委員

- ・ しかし、取り組んできた土壌がそもそも違いますので、いろいろな考え方があるということ。

事務局

- ・ 専門委員さんの意見も聞いたうえで、もう一度、この委員で決めてはどうでしょうか。

委員長

- ・ もちろんこれは出来上がった段階で専門委員さんに聞きます。いろいろご意見をいただいて、わかりました検討しますというスタンスのものだろうと思います。しかし、案として理由付けをきちんと説明しているその段階で、我々が揺れているということでは根底が崩れることになりますから、出来れば、ここでは、固まったものとして、ただ、絶対に変更はしませんというそんなものではないので、当然、見直しはかけていかなければならないと思います。まあ、感性の部分で、なんだこれとは、もっと違うだろうという受け止め方をされる部分はあるかと思います。それは、専門委員さんだけでなく、今後、出て行った場合に。

委員

- ・ わたしたちのところの生涯学習のところでは、3番目に「ボランティア」という言葉を使っているんですけど、「ボランティア」にいろいろな意味を持たせても、そこに説明文をつけてもらっても、一般的に出てくるのは「ボランティア」という言葉しか出てきませんし。後は、看板にしても、そんなに細かいところまでは書きませんし、町民の皆さん方がそれを覚えているかという、覚えていないというような状況で、パッと見たときの例えば、5つ並んでいれば、5つ並んだ言葉、そのままを受け取るんだろうと思うんです。

委員長

- ・ 「奉仕の気持ちをたいせつにします」とか。

委員

- ・ 「ボランティア」という言葉にはそれこそ、学習ボランティアみたいなものを含めた、そういうことを詰め込んで言葉としたんですが、専門的には「ボランティア」といえば福祉的な「ボランティア」としてしかイメージを持ってもらえないということがあります。
- ・ そうすると、(1)(2)(3)の目標を幅広い、大きな目標を立てて、表現的に出てくるものはこの5つのものであるので、そうするとこの5つが一番大事に成ってくるのかなと思うんです。
- ・ これを基に、この考え方を基に、いろいろな教育をやっていくことになるんだと思うんですが。

委員長

- ・ これは、ベースで、やりましょうと、みんなで、どこのうちでもやりましょうという呼びかけな

んです。そうだから、施策をこうやりましょうとか、そちらに跳ね返らないものなんです。先ずいろいろあるけど、これだけはやりましょうよという、そういうものなんだろうと思うんです。これを受けてもう一度、「あいさつ」のための学校教育の方向とか、そういうものではないだろうと。もう1回、そういうものを含めた心の教育としてどうしていくかという大きな話に戻ってくるんだろうと思います。ここから下位へ降りていくものではない。

委員

- ・ 表現の仕方によって、まったく意味は同じでも、文章的にはまったく違った書き方も出来るわけだけれど、イメージが取れないのかな。

委員長

- ・ おそらくイメージされているのが、大きな目標が3つあって、それを砕いたものが並んでいて、それらが施策体系として降りてくという、そういう構造の中で考えておられるのではないでしょうか。

委員

- ・ そうのことですね。

委員長

- ・ そういう点から言えば、確かに、収まらないものだと思うんです、これは。ですから、系統としては一番下のものとして考えていけばいいのではないのでしょうか。

委員

- ・ 日常生活で実践していく事柄ということですね。

委員

- ・ そういうものというのは、何というふうに位置づければいいんでしょうか。目標に対して、この5つの言葉というのはどういう位置づけになるのですか。

委員長

- ・ 教育憲章というと、先程のようなイメージになってしまうんですね。ですから、何と云えばいいのか。教育の基盤、郷育の基盤をつくるための合言葉。いや、しかし、合言葉は少し違うかもしれません。

委員

- ・ これは、例えば、全体の中で、これは決まりましたと、そして、学校の現場に行くとこれと同じものが、学校の基本目標というものがありますよね。体育館に飾られているような、だいたい同じようなものだと思うんです。

委員長

- ・ 今日段階でまず、これを出すには、これでということで了解していただいて、今後、専門委員の論議を経て、もっといいのがあるなということで、柔軟に構えていっていいと思いますので、その辺でどうでしょうか。

副委員長

- ・ そんなことで、今、委員長が言われたようなことでいかがでしょうか。

委員

- ・ はい。目標を受けたものではなくて、別のものである。5つの底辺に置く、約束手的なものであると。

副委員長

- ・ これだけはみんなでやって、しかも、これまで取り組んできたことを切らさないんだということで、いわゆる教育目標を具体的にしたものがこれで、だから、網羅してますよというものではないということで。

委員

- ・ のであれば、私のところでもこの間、みんなで育てよう「さんぽくっ子」というのを作って全戸配布したんですが、それと同じようなことなんですね。

委員長

- ・ おっしゃっておられたのは、おそらく、基本計画を作る時、この目標をまた細分化してそれを柱にして施策の体系を作っていかなければならないと思います。そういう作業だろうと思うんです。

副委員長

- ・ それでは、今日のところは、5つの「憲章」ではないという表現でいくということで。それは、また、委員長のほうから「憲章」という言葉ではない表現にしてもらおうということで、中身はこの5つでよろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

### 3)スケジュールの確認

副委員長

- ・ それでは、次のスケジュールについて事務局のほうからよろしくお願いします。

事務局から、今後のスケジュール(案)を説明。

副委員長

- ・ 第6回まではこの日付で、第7回以降は各教育長さんの都合を聞いて決めるということでよろしいでしょうか。

委員

- ・ はい。

副委員長

- ・ それでは、第7回は早めに、事務局のほうで都合を聞いていただいて、決めてください。

委員

- ・ このスケジュールに関連して、予算面から少しよろしいでしょうか。この1月頃に教育基本構想(案)が策定完了、答申とありますが、H20.4.1には新年度が始まるわけですが、この時点では、この5つの約束のようなものが、各学校とか教育施設とかまたは新市の全域に印刷したものが配布されるのでしょうか、それとももっと後の6月補正で対応して、作られるわけでしょうか。

事務局

- ・ 一応、基本計画のように、協議会で決定した段階で全戸配布したいと思いますし、あと学校等について、必要であれば別立てで用意しますけれど、まだ、具体的に各学校の方針が決まっているわけではないので、そういった部分については個別に教育委員会のほうで予算要求されると思います。

委員長

- ・ 今の件は、これは、5つの約束ではなくて、教育基本構想の全体版、しかも、見開きのもので、パッと見て全体がわかるようなものを配りたいんです。カラー刷りで。
- ・ いきなり、この5つの約束だけを出されても、これはなんだろうということになりかねませんので、やはり、教育には理念というか大枠のあるものでいかないとならないと思うのです。

事務局

- ・ そうですね、いわゆる体系を全部現したものでないと、いきなり、これだけを出されてもわからないということになるでしょうから。

委員長

- ・ それで、みなさんでそれを見て、了解した上で、追ってこれが配られればいいと思いますが。

副委員長

- ・ 市民に配られるということになると、あまり何ページにもわたらないほうがいいですね。

事務局

- ・ 先回のように見開きで。

副委員長

- ・ できれば、あまり小さな文字でないように。

委員長

- ・ 出来れば、中間答申のあたりに出て行くといいと思うのですが。

事務局

- ・ 作業が進めば、そういう準備も出来るかと思います。その部分については、今のところ個別の印刷費を持っていないのですが、場合によっては調整して予算を確保したいと思います。

委員長

- ・ 心配されたのは、4月から新しい学校がスタートする。何を手がかりにして新教育をやっていけばいいのかということだと思うのですが、できれば、中間あたりで出来れば。
- ・ 校長会等のところでお示ししておけば、来年度のスタートには間に合うと思います。

委員

- ・ これと直接は関係しないことなんですが、校名板について、コンクリート等のものは間に合うのでしょうか。

事務局

- ・ 間に合わせます。廃置分合の議決が得られれば、すぐ調査をして。しかし、場合によっては、材質が変わる等は協議させていただきます。

委員

- ・ 基本的には絶対必要なものからということになるのでしょうか。

委員

- ・ 職印は絶対必要です。
- ・ 校旗はどうでしょうか。貼り付ける技術があるようです。
- ・ 各市町村でちぐはぐにならないようにしていただきたい。

事務局

- ・ いずれにしても、9月に入ってからになると思います。

委員

- ・ 教育委員会懇談会について、いっせいに集まっていただいて全体でやるのか、それとも、各市町村ごととしてやるのか。

副委員長

- ・ 共通に温度差無く行うには全体がいいんですが。

委員長

- ・ 1回でもいいですか。

委員

- ・ 全員で25名ですから、1回で出来る。

委員

- ・ 1回でやってください。

委員長

- ・ それは、教育委員個人としての意見を聞くためなのか教育委員会としてなのか。個人だということになると、それぞれの教育委員会の意見を聞いたとしなくてよいのか。

委員

- ・ 修正可能な場がある、そのための意見をいただくためのものということではないでしょうか。あくまでも決めるのは策定委員会だけれども、いろんな意見を聞く、特に地元の教育委員さん方のこれまでのいろんな思いもあるでしょうし、そこらへんを聞き取って、そして、修正を図っていきたいんだというような考え方でいいのではないのでしょうか。

委員

- ・ 素案が届いたら定例か臨時の教育委員会に示して、別に委員長が出席してもらって全体会というのはどうでしょうか。

委員長

- ・ いえ。それは性質が違うと思うんです。委員会としての意見をまとめてもらうというものではないと思います。
- ・ 審議の過程を委員会にお伝えすることが必要だと思うのです。しかし、わざわざ集まっていたく理由は何かということについてはどうでしょうか。

委員

- ・ やはり、それぞれで行ったほうがよろしいですね。

事務局

- ・ 全体会としては、議論の場を広げるということからの部分もあるかと思いますが。その部分では、それぞれで、議論をまとめていただくということは必要ないかと思います。ご自分のところの教育委員会で協議の過程をお伝えするというのは何回やってもいいのではないのでしょうか。議論の内容が教育長さんでないとわからないということが無いようにするという事でないのでしょうか。

委員長

- ・ 全体で行うことのメリットの部分もわかるのですが、しかし、十分に情報をお伝えしながら、9月定例会の時に伺いして出していただくということは出来ると思いますので、この全体のものは必要ないのではと思いますがいかがでしょうか。

委員

- ・ この懇談会はそれぞれの場でやったほうがいいですね。

委員長

- ・ 今回のを手直しして、資料として8月7日に出します。

副委員長

- ・ それでは、各市町村でそれをもとにしてご意見をお聞きするという事でよろしいですか。

委員

- ・ はい。

委員

- ・ その際は、とりまとめでなくそのまま持ってくるということではないのでしょうか。

委員長

- ・ はい。

委員

- ・ その次の回の8月28日に持ってくるということですか。

委員長

- ・ その次の回の9月10日頃になるのではないのでしょうか。

事務局

- ・ それは専門委員を交えない場かどうかということでしょうか。

委員長

- ・ とりまとめとしてはそのほうがよろしいと思います。

委員

- ・ 私、都合により、9月の委員会では欠席させていただきますので、その時の決定権については、委員長さんに一任いたします。課長をオブザーバーとして出席させてもらってもよろしいでしょうか。

委員長

- ・ はい。

委員

- ・ 経過を話して、素案が出来たところでそれを地元に配布して、意見をいただいて、その後に持ち寄るといったことでしょうか。

委員長

- ・ そうですね。
- ・ そこで委員さん方の意見に反映されているということでもよろしいのではないのでしょうか。
- ・ 9月10日頃に全体案をまとめます。そこに意見を踏まえて述べてもらえればよいと思います。

委員

- ・ 確認ですが、9月下旬の懇談会はなしでいいのですね。

委員長

- ・ 全体会はやらないことで。2回はご意見を聞けるわけですので。

委員

- ・ 2回はご意見を聞けますし、配布してご意見を伺うこともできます。

副委員長

- ・ それでは、日程についてはよろしいでしょうか。
- ・ では、慎重な協議をいただきましてありがとうございました。次回は8月7日、教育情報センターとなります。委員長さんからごあいさつをお願い致します。

委員長

閉会のあいさつ

閉会

( 17 : 15 終了 )